

福島県浜通り等地域
行政と復興に関わるNPO等多様な主体の
活動の理解・連携連続交流会
－きっかけ・つながりづくり－（第１回）

南相馬会場（平成３０年１月１２日（金））

議事録

復興庁ボランティア・公益的民間連携班

議事次第

日 時：平成30年1月12日（金）13:30～

場 所：原町生涯学習センター「サンライフ南相馬」1階 集会所

1. 開会挨拶

復興庁ボランティア・公益的民間連携班 参事官 武隈義一

2. 基調講演

「多様な主体と協働していくためには NPOとは？」

認定NPO法人杜の伝言板ゆるる 代表理事 大久保朝江

（休 憩）

3. 事例発表①

「活動報告と連携案」

一般社団法人いいたてネットワーク 代表理事 横山秀人

4. 事例発表②

「未来会議 対話で育てる未来の種」

未来会議 事務局長 菅波香織

（休 憩）

5. 登壇者との意見交換（グループに分かれて2回）

6. 閉会挨拶

一般社団法人ふくしま連携復興センター 代表理事 天野和彦

7. 交流会

○司会：ただいまから、復興庁ボランティア・公益的民間連携班、一般社団法人ふくしま連携復興センター、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、東日本大震災支援全国ネットワークの共催、福島県、いわき市の後援による「福島県浜通り等地域、行政と復興に関わるNP0等多様な主体の活動の理解・連携連続交流会－きっかけ・つながりづくり－」を開会いたします。

私は、今日の司会進行を務めます、復興庁ボランティア・公益的民間連携班の秋田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

それでは、初めに、共催団体を代表いたしまして、復興庁統括官付参事官ボランティア・公益的民間連携担当の武隈義一より、御挨拶申し上げます。

○武隈：NP0を担当しております。私からは、開催の目的や今日のスケジュール等について、説明させていただきます。

連続交流会の開催目的ですが、今し方紹介がありましたように、こちらのチラシを見ていただければと思いますけれども、名前が長いですが「福島県浜通り等地域 行政と復興に関わるNP0等多様な主体の活動の理解・連携連続交流会－きっかけ・つながりづくり－」というタイトルにもありますとおり、浜通り等地域において、行政と復興に関わるNP0等の多様な主体が、お互いを理解し、協働していくためのきっかけづくり、そして、つながりづくりを目的として、開催したものです。

もうちょっと簡単に言いますと、行政とNP0の団体の方々が、皆さん、お互いのことをよく知って、今後、とにかく連携・協働して一緒に復興に取り組んでいただきたいという思いのもと、そのためのきっかけづくりとして開催するものです。

最初に、この会議を開催することになりました理由、課題意識について、少しお話させていただきます。今回の災害の教訓の1つとして挙げられることは、復旧・復興に当たっては、行政だけの取組では足りず、多様な主体間の連携・協働が不可欠ということが挙げられると考えます。今後の浜通り等地域の復興に当たっても、ソフト面を中心とした、よりきめの細かい創意工夫による対応が求められ、地元の行政だけではなく、多様な主体間の連携・協働による取組が、ますます求められることと考えているところです。しかしながら、福島に限りませんけれども、当班で被災地域の市町村に訪問して、ヒアリングをさせていただいておりますと、NP0等多様な主体との協働は必要だと認識しているけれども、関わり方や関係性をどのように構築していったらいいか分からない、どのように協働していけばよいか分からないという声を聞くことがあります。

一方、NP0等の方々にお聞きしますと、行政と連携したいがどうアプローチしてよいか分からない。役場の方に、イベントへの参加の声をかけても、なかなか参加していただけないという声も聞くこともあります。

我々は、職務上、多くのNP0等主催のイベント等に参加させていただいて、素晴らしい取組事例や貴重な提言等をお聞きすることが多いのですが、残念ながらそこには、行政の方が余りいらっしやらないという現実直面しております。

このような状況に鑑みまして、まずは双方の話し合いのきっかけづくり、つながりづくりを目的と

して、互いに学び合う交流会を、1回だけでは仲よくならないだろうということで、連続して開催して、お互い顔を合わせる回数を重ねて仲よくなってもらおうということで、今年度から来年度にかけて、シリーズ化して開催していくこととしたものです。

本連続交流会は、復興庁単独ではなくて、一般社団法人ふくしま連携復興センター、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、東日本大震災支援全国ネットワークと課題感を共有し、会議の構想段階から議論をさせていただき、賛同を得まして、共催という形で実施することとなったものです。共催団体を始め、御協力いただいた関係の皆様には、この場を借りて、感謝を申し上げます。

次に、簡単に今日のスケジュールについて御説明させていただきます。こちらの今日の資料の冊子を1枚おめくりいただき、見ていただければと思いますが、今日は基調講演として、認定NPO法人杜の伝言板ゆるる代表理事の大久保様から、NPO活動とは何か、協働の必要性、有効性の基礎的な部分について御講演いただきます。また、その次に、浜通りで活動されております、一般社団法人いいたてネットワーク代表理事の横山秀人様と未来会議事務局長の菅波香織様から、それぞれの団体の活動内容について発表していただきます。参加者の皆様には、行政とNPO等多様な主体で、どのような関わり方ができ、どのような協働ができるかなどについて、考えるきっかけとしていただければ、幸いです。事例発表後には、グループに分かれて、登壇者との意見交換の時間を設けておりますので、更に理解を深めていただければと思います。なお、事例発表と意見交換では、NPOPLUS代表の齋藤美佐様とNPO法人ビーンズふくしま事業長の富田愛様に、ファシリテーターを務めていただきます。意見交換の後には、発表者と参加者、そして、参加者同士での交流の機会を設けておりますので、積極的に交流を図っていただいて、つながりづくりをしていただければ、幸いに存じます。

最後に、チラシに戻っていただいて、2回目以降の連続交流会について、簡単に説明させていただきます。第2回目につきましては、行政とNPO等多様な主体との協働の好事例を御紹介する場にしたいと考えております。また、第3回、第4回につきましては、今のところの考えとしましては、まちづくり、コミュニティ形成といった、特定のテーマに絞った形で、行政の立場からするとこうしたら上手くいく、NPO等の団体の立場からするとこうしたらもっと上手くいくという話合いの場にしたいと考えておりますが、皆様の御意見を聞いた上で決定したいと思いますので、配付しておりますアンケートに、是非御協力をいただきまして、3回目以降について、決めていきたいと思っております。

それでは、長くなりましたが、よいきっかけづくりになることを祈念して、挨拶とさせていただきます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○司会：ありがとうございました。それでは、早速「多様な主体と協働していくためには NPOとは？」と題しまして、認定NPO法人杜の伝言板ゆるる代表理事の大久保朝江様による、基調講演に移らせていただきます。大久保様、どうぞ御登壇ください。

○大久保氏：皆様、こんにちは。午後になって、私もしっかりお昼を食べたので、眠くなる時間なのですから、1時間ほど皆様にお話をさせていただきたいと思います。

私は宮城県仙台市で、NPOを支援する活動を20年来実施しております認定NPO法人杜の伝言板ゆるの代表をしております。それから、宮城県内のNPOを支援する拠点施設として、みやぎNPOプラザがあるのですが、そこの館長も兼ねております。そういったことから、少し経験を交えながら、今日のテーマが「多様な主体と協働していくためには NPOとは？」という基本なお話をさせていただきたいと思います。

私どもの団体の活動を、ちょっとだけお話させていただきます。大体が情報発信を基軸にしておりまして、21年前からNPO・ボランティアの市民活動情報誌を発行してまいりました。現在も9,000部発行しております。そういったことも含めて、NPOを支援することを実施している中で、いろいろな事業を展開してまいりました。

特に人材育成の部分については、高校生の夏ボラ体験を、夏休み期間中に、NPOにボランティアに行き、NPOを理解してもらおうといったプログラムを16年やっております。

NPO夜学に関しては、シニアの方々の育成を目指して実施しております。もちろんNPOのための基盤強化になるような、いろいろな事業、例えば講座、相談、そういったことを実施しておりますし、資金の提供として、真如苑からの提供でありますけれども、居場所づくり助成を運営しております。

先ほどもお話しましたみやぎNPOプラザのほかは、全てのソフトで、基盤整備に関係するような専門的な人材育成、ノウハウ移転、そういったものもやっております。また、これまでに登米と名取で、中間支援組織立ち上げの支援をやっております。

これが主に私どもの団体の活動でございますが、何しろみやぎNPOプラザは、全県的なNPO支援となっておりますので、毎年5月に、行政職員のためのNPO初級講座をやっております。行政の方々にはNPOをよく理解していただいて、そして、協働を進めていただきたいことをずっとお伝えしております。そういった中で、このような時間が設けられるようになったのではないかと考えております。この段階で、NPO活動をずっとやってきて、そんなことはとくに分かっているという方もいらっしゃるれば、ついこの間、担当になったから、よく分からないという方もいらっしゃるかと思いますが、よくお分かりの方は確認ということでお聞きいただきたいと思います。

地域には、本当にいろいろな課題が随分昔からあるわけですが、それにいろいろな方々が取り組んできているというお話をしたいと思います。ここに書いてある少子高齢化とか、子どもの育成に関する環境は、まだまだ整っていないとか、商店街の衰退などいろいろあると思います。福島にとっては、環境破壊、こういったところが大きなテーマではないかと思いますが、いろいろな課題の中で、放置しておくわけにはいかないという活動、問題が当然ながらあるわけです。それに対して、誰が動くのか。そういったところを考えてみたいと思います。今は、いろいろな課題に対して、行政も、NPOも、企業も、学校も、市民も、全ての方々が公益を担って活動してほしい、これが今の行政側の意向ではないかと思います。誰がやろうと、生活の環境の改善、向上が図られれば、

そこに住む人にとっての利点になるということであるわけですが、それぞれの取組としては、業界、それから、我々は市民セクターと言っておりますけれども、そういったところでも、取組方が違いますので、その確認をしたいと思います。

県、市、行政、いわゆる自治体側の市民サービスはどうかと言えば、市民が困っていることを行政がそれを察知して、本当にそれがそうなのかどうかという、実際の課題の確認をした後にそれをどう解決するか、そして、どれだけコストがかかるのかということを想定して、計画を立てて実行に移す前の予算の段階で、住民の代表が集まって決める議会で、その予算が決められます。その決められたことを基に、実際に課題解決の事業に移っていくわけなのですが、これをずっとサイクルでいきますと、通常、最低1年半から2年くらいかかって実施される、ということが行われています。ですので、今日、問題だと市民が訴えても、行政側は、それはそうだと思っても、すぐにお金がつくという仕組みではないということです。その資金の原資は、市民から拠出されている税金であるということです。ですので、こういったところは当然ながら公平・平等というのが、前提に出てくることがあります。非常に少数の方々にとって困ったことであっても、順番がそこまで回ってこないという例は、多々あると思います。一度、決まったものがすぐ変わることもなかなか難しい、そういった特徴があるのではないかと思います。

一方、企業ですが、課題解決はしているわけです。企業は、儲けることだけを掲げているわけではなく、社会の課題に取り組みつつ、それをきちっと事業として成り立たせて、そうして継続しているわけですが、その在り方は、課題があったことに対して、提供するサービスを購入してくれるの方々にとって助かることであるのですが、対価を払うということです。対価を払ったことの集約的なところは、株主とか、経営者の利益、配分になっていくわけです。ここでちょっと困るのは、お金を提供できない人にとっては、サービスを購入することができないという、そこでは平等ではなく、行政と在り方が違うと思います。

一方で、市民、NPOによる市民サービス、今日の1つの注目点ではありますが、こういった方々は、課題を持っている当事者であり、それを解決する当事者でもあるという市民側なのです。そういった市民側は、先ほど行政のところでお話しましたように、少数の場合に対応できないとか、均一的なサービス提供を進めないようなばらつきがあるとか、そういったことに対して、誰も手をつけないけれども、困っていることが目の前にあるとしたときに、できる範囲の中で何とかならないだろうか、少しは良くなることになっていかないだろうかと思った人が活動を始める、これが市民ベースで動き出す1つの原点になります。

ですから、この課題に気付いて動き出したところからが、市民活動の目になっていくわけです。課題は分かるのだけれども、何も動かなければ分かっていないことと同じです。市民の動きというのは、アクションがあってこそその始まりですので、この動きから、1人から2人、4人、5人、10人と課題が大変だから何とか協力しよう、何とか自分も加わろう、そういったことの協働の集まりによって、1つの組織ができていきます。ですから、個人の動きではないのです。NPOが出てきた

ときに、NP0イコールボランティアで捉えられたことがありましたけれども、ボランティアは、人のことを言います。NP0は組織ですので、ここは、1人の善意で動くだけの話ではなく、固まって組織として動いていくことによって、その困ったことに対処していく。その間には、対価も発生したりすることもありますけれども、対価が発生しても、関わった個人に分配されていくという形ではない形式をとっています。ですから、収入があったとしても、形を変えて地域に還元していくという活動が行われています。これが非営利型と言われています。

近い捉え方として、コミュニティ組織も、最近かなり期待されております。コミュニティ組織と、私たちが今まで活動してきているNP0等の違いは何なのかですけれども、コミュニティ組織の共通項は何か、というところをよく示しているのではないかと思います、そこに住んでいることが条件になるわけです。

町内会を例えて言えば、隣の町内会に、全く違う町内会の人が入会できるかといったら、その町内会だけの会員制度になっていますのでそれはできない。そうすると、町内だけに住んでいることが共通、そして、困っていることも、みんなシェアしているわけですが、それへの対応は限定されたもののようです。

一方のNP0の支援というのは、そういう地域枠はどうでもいいわけです。その問題点に関心を寄せて、何かそのことのためにアクションをしたいと思うコミュニティなのです。

ですので、コミュニティ組織というのは、住んでいることが共通項だとすると、いろいろな考えを持った人たちが混在しているということです。ですので、合意形成をするときに、価値観の違いがぶつかり合ったりすることもあるかと思います。そうすると、大体が多数決になるわけです。民主主義は、多数決とよく言われていますけれども、大体多数決で、多いほうのいろいろな計画が進められていくことになるわけですが、必ずしも役員になったり、町内会ですと班長になっても、自分が思う、思わない、そういうことは関係なく決まっていくわけですので、思ってもいない、むしろ反対だと思ふような人が班長になったりすると、いやいやながらやらざるを得ないのです。そうすると、期限が来たらさっさと辞めていくというパターンがほとんどで、地域の活動に貢献したことに納得がいけない、そういった人たちがだんだん多くなってくると、義務でやっていくことになるわけです。なので、その辺のところの継続性は、難しい部分が出てきます。何と言っても、価値観が一緒の人たちだけではないところが、コミュニティ組織の1つの課題でもあると思います。

一方、NP0は、どこに住んでいてもいいのだけれども、取り組むことに関しては、一致しています。例えばここに書きました、環境の保護とか、あるいは子育てを支援していこうとか、障害者サポートをしようという団体、そういったことを目的に集まりましょうといったグループ、そういった方々にとっての目的ははっきりしています。ですので、そのことに一番最善の方法をみんなで検討していくことになると、自分の考えていることが意思決定にも反映されることは多いわけですし、その存在も認めてもらえるという、ある意味帰属意識も非常に強くなっていくところがあります。コミュニティ組織も市民活動団体も、その地域に住んでいる方々にとって、とても役に立ってい

ただければ、その方々にとってはどちらでもいいことになるのですけれども、やる側にとっては、そういった違いがあることになります。コミュニティ組織の場合も、1つの小さなエリアで、大した問題ではないと思われていることも、2つ、3つ、4つと地域が広く固まってみますと、課題が大きく浮上してくることもあるわけです。ですので、コミュニティ組織のときには、なかなか着手しないけれども、もうちょっと広く見たときに、どうしても課題に取り組まざるを得ない状況ではないかと判断されることもあるわけです。それをやるのが、右手のNP0と捉えてもらえればいいかと思います。

ですので、コミュニティ組織とNP0というのはお互いに連携しながら、やっていくことが望ましいと考えています。地縁組織と志縁組織、いずれにしても、自発的な自分からの参加が1つの大事な要点になると思います。先ほどのように、仕方なく義務だからやるというようなコミュニティ組織では、力が入らない形になります。その辺のところは、自発的に頑張っているコミュニティ組織は、もちろんあるわけですので、運営の仕方次第になるかと思いますが、いずれにしても、自分の存在をちゃんと認めてもらえない組織での活動というのは、だんだん行きたくなくなるというか、参加したくなくなることもありますので、辞めてしまう結果になったりしています。

これからその地域の課題を、誰が解決するのかといったときに、皆さんですとお話しました。共助社会づくりと言われて久しくなってきましたけれども、それぞれの存在を尊重して、そして、お互いの利点、持っている得意、そういったことを一緒に合わせながら相乗効果を生み出して、地域の生活環境の向上に向かっていくことが期待されています。ただ、先ほど言った自治体や企業、そういったところでの在り方も違いますので、今ここで、地域の担い手として期待されているのは、明らかに市民力を持っているNP0ではないかと思っています。NP0に期待しているという思惑は、もしかしたら、それぞれ違うのかもしれませんが、ここで、敢えて質したい「NP0とは？」のところを、お話ししたいと思います。NP0という言葉が、新聞に出始めて何年でしょうか、二十数年経つわけです。前の阪神・淡路大震災のときには、ボランティアが全国から神戸に駆けつけて、ボランティア元年と言われました。その後、平成10年に、特定非営利活動促進法が生まれていますが、この間に、そういった民間の活動を上手く継続させていくための法人格付与に対しての運動が、東京を中心にずっと行われていました。そういった団体にとって、NP0の在り方というのは、非常に期待感を持った存在だったわけです。NP0とは何ですかと言われたときに、まず言ってきたことは、Non-Profit Organizationです。単純に言えば、非営利組織です。日本で言うとNon-Profit、非営利がまずきているわけなのですけれども、私たちにとって大事なことは、非営利だけではなくて、民間であるという、これがすごく大事でしたので、日本でNP0を話すときには必ず民間をつけてお話してきています。これは、政府や自治体の意味ではなく民間です。非営利というのは、特定の人にお金が余剰金など、そういったものがいくのではなくて、地域に還元されていくという形で、儲けを目的としてはいけないということが法律で書かれているわけなのですけれども、儲けてはいけないわけではないのです。儲けてもいいのですが、形を変えて、地域に還元しましょうということを言

っています。もちろん組織です。個人商店ではありません。これは組織なのです。

そして、もともとNP0と言われている前から、言われているのは、市民活動団体と言われている。私も市民活動団体として、20年以上前から子ども劇場という活動に10年近く加わって活動しておりましたが、そういった市民ベースの活動を、市民活動団体と言っていました。市民と言っていることが、かなり重要なポイントなわけです。市民が活動しているから、市民活動というわけではないのです。町民が活動したら、町民活動なのかというと、この市民活動と言っている意味合いの市民というのは、そういうことではないのです。行政区体の市民ではないのです。それは、住むところにとらわれず、地域を支える人という意味での市民です。この市民という在り方がよく理解されていないと、法律ができるときに、一番最初に国会に出された名前というのは、市民活動促進法で出されています。それが衆議院を通過して、参議院にいったときに、国民が活動するのになぜ市民活動なのだというクレームが入って、いろいろもめた末に、妥協案として、特定非営利活動促進法と変わって、通ったという歴史があるわけですが、その市民という位置付けは、この市民活動団体、NP0にとって大事な位置付けだということは御理解いただきたいと思います。

平成10年に特定非営利活動促進法ができて、そして、当時ハードルがすごく高かった、社団法人、財団法人ではない、非営利法人制度改革があって、平成18年に一般社団・財団法人法という法律ができております。今日は、この2つも照らし合わせながら、お話をしたいと思います。

特定非営利活動促進法は、平成10年にできています。12月施行です。本年がちょうど丸20年です。この3月で制定されてから丸20年になりますので、首都圏では、こういったことに対してのイベントを開催しようという動きが出ていますけれども、本年は、大事な20年という年に当たっております。その後、平成23年6月に法改正があって、平成24年に施行されたのは、特定非営利活動促進法が2つの制度を持つことになったということです。

認証制度は最初からやっていますけれども、国税庁が管轄していた認定制度で、これが非営利活動促進法の中に組み込まれております。ですので、これに伴って、所轄が認定に関して宮城県ですと、宮城県と仙台市、福島県ですと、福島県のみでそこが所轄になったということです。平成28年に法改正があって、昨年4月に施行になったときに改正された中身は、仮認定NP0法人というのが、特例認定NP0法人に変わりました。それからいくつか変わっているのですが、NP0法人が必ず毎年、法務局に財産登記をしなければならないことが、ある一定の要件で変わるということです。本年10月からそれはしなくてもいいです。その代わりに、法人の貸借対照表を公告しなさいと変わっていくわけなのですが、これまでの間に、いろいろと細々しいことも含めると、たくさんNP0法の法改正がなされております。

現状を確認しますけれども、宮城県と仙台市は、2つ合わせると809法人に対して、福島県の認証は918法人です。多いです。私たちの県よりも、100団体以上多い設立になっています。震災のときはどうだったかというと、567法人ですので、震災後にどれだけ増えたかです。たくさんの法人が増えています。解散法人は、福島県は133なのですが、仙台市と宮城県では、194法人が解

散しております。宮城県の解散法人が多い感じなのですが、これがどういう理由なのかは把握しておりません。そして、全国にNPO法人が5万1,779法人あります。これも、内閣府発表の11月30日現在の数字となっております。特定非営利活動促進法の目的は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を始めとする、市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することというのが書かれております。一方、一般社団・財団法人法の中では、法律の中に目的はありません。書かれているのは、手続上の話です。一定の手続及び登記さえ経れば、主務官庁の許可を得るのではなくて、準則主義になっていて、誰でも設立することができることになっております。

宮城県の例をお話したいと思うのですが、特定非営利活動促進法、NPO法と略しますけれども、NPO法ができた年に宮城県では、超党派で集まった議員の方々による条例の提案で、議員立法で、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例ができております。この条例の冒頭に書かれているのが、非常に重要なところだと思っていますので、少し紹介したいと思います。定義とか基本理念というのは、このような形で出ておりますので、後でお読みいただきたいのですが、条例に入る前の前文のところにいろいろ書かれているのです。どんなことが書かれているかというと、「時代の変化に伴い、今日の社会が抱える問題は複雑・多岐にわたっている。これは、平成10年のことなのですが、状況は今でもたいして変わっていないと感じています。人々の価値観は多様化し、行政や企業を中心とした従来の社会システムだけでは、限界、問題の解決が困難になってきた。社会や地域が抱える問題に柔軟な発想で、自発的かつ主体的に多彩な取組を展開し、多様な社会的サービスの提供を行っている。新しい社会をつくる上での大きな原動力の1つとなることを期待している。そして、社会全体が自発的な活動を支え、促進し、県民と行政、企業がそれぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら、対等な立場でパートナーシップを構築するとともに、互いに連携し、協働していくことが大切である。このことが、市民の参画による行政を推進し、21世紀へ向けての市民社会創造の第一歩となり、民主主義の更なる発展に大きく寄与すると考えるものである。」これが条例の前文に書かれております。

これを挙げたときに、NPOは、自分たちで好きなことをやっているのだから、行政がああだこうだということもなく、支援することもないのではないかと行った行政マンがいらっしゃいましたけれども、なぜ支援したり協働したりしなければならないのかということの基本が、ここに書かれております。そういったことを背景に、そういった市民活動をしている団体が継続していくために、法人格を付与して、更に責任があって、ましてや期待される団体になってほしいということで、法律と条例ができています。

その中で、特定非営利活動法人の要件を定めているわけです。これは、営利を目的とせず、公益の活動と掲げます。非営利ということは、皆さんの頭にインプットされていると思うのですが、公益であることがNPO法人の前提です。先ほど言った一般社団とは違うわけです。促進法に基づいた目的及び活動分野で、活用分野というのは、現在19分野あります。法律ではもう一つ、各自治体で

自由に追加できることになっていますが、今、宮城県も福島県もそうだと思いますが、プラスになっている部分はまだないのではないかと。ですから、19分野になります。会員、法律では社員となっていますが、10人以上です。役員、理事という名前でもなくてもいいわけですが、役員は3人以上で、監事が1人以上です。その役員の中でも、報酬をもらえる人は限定されているのですけれども、役員になるのも、3親等の親族が3分の1以内ですので、3人であれば入れられない、6人だと自分のほかに、もう一人親族を入れられます。ただし、9人になっても、2人に変わりはないということです。それが入っています。

事務所ですが、特に建物を意味しているわけではなくて、書類がある場所です。総会を開催することです。大事な点は、そういった総会の中で確認されている事業報告、決算、このことに関しては、毎年所轄に提出することが求められていますし、一方で、それを市民に情報公開するということになっています。政治活動、宗教活動等のいろいろな規制も出ております。一方、社団法人の要件を見てみますと、登記をする。定款をつくって、公証人役場で認めてもらって、登記すれば、法人になれるわけです。ここでお金が発生します。登記をするに当たって、それぞれのところでお金がかかるのですが、これだけで一般社団を設立できます。設立時の社員は、2人以上で設立ができます。定款は、設立社員が作成して公証人の認証を必要とするわけです。社員総会は必須です。社員による責任追及の訴えが可能というのは、いわゆる役員とか関係なく、一社員でも責任追及を裁判所に申し立てることによって、可能であることになっています。

一般社団というのは、中二階になっているのは御存じだと思います。非営利型の要件です。これはもちろん、余剰金とか財務財産を、社員とか役員などに分配しないということは前提条件ではありますがけれども、理事会の設置です。理事3人以上、監事1人以上です。業務執行理事は、理事会に3カ月に1回以上報告をすることになっています。そういうことは、理事会を開催しなければならないのです。社員及び債務者に、計算書類・事業報告書を開示する必要があります。社員以外には開示しないのですけれども、社員に関しての開示の要求があれば、開示しなければならない。客観的なものとしては、裁判所による解散命令などもあるわけです。

一般社団法人とNP0法人の違いは、私たちから見て、一番大きいと思っているのは、人の構成です。非営利型は、NP0に非常に近いわけですがけれども、1つだけ書かれていないのは情報公開の義務です。これが一般社団にないところで、一般社団の情報を得るとするのは、難しいのが現状でございます。ただ、一般社団法人の数も、正確には把握していませんが、NP0法人と同数ぐらいの設立があると聞いております。

NP0法人に戻りますけれども、NP0法人になった後ですが、結構煩わしいから止めてしまったという団体もよく聞きます。なぜかという、毎年、事業報告・財務諸表、役員名などの報告が義務付けられているということです。情報公開をします。現在は、内閣府のポータルサイトで、それぞれの団体の定款とか事業報告、財務諸表がPDFで見られるようになっていますが、よくよく見てみると、アップされていないところがいっぱいあるのです。それは、所轄の問題なのか、NP0法人側

の問題なのかはちょっと分からないのですけれども、どちらにも問題があることも聞いていますので、ポータルサイト活用による情報公開を強化していただきたいと思います。情報公開は非常に重要なことになります。なぜかという、一般市民はこれを見て、このNP0はどうかを判断する材料になるからです。NP0法人は、監督官庁がないのです。手続をする所轄はあります。でも、その活動をどうのこうのと指導したりする担当はないのです。そのNP0を誰が良いとか悪いとかを判断するのですかという、市民に委ねられているというのが、この法律の大きな特徴です。市民は、良し悪しを判断する材料とするのは、毎年の年次報告決算表、そういったものになるのですけれども、それが情報公開で見られないとなると判断材料がないので、この法律の重要な位置付けとしている市民のそういった監視の目が届かなくなってしまうことがあるわけです。ですので、情報公開しているNP0というのは、もちろん信頼につながってきくと判断しております。

NP0は、本当に小さいものから大きなものまであるわけなのですが、役員になることは、承諾書を書いてちゃんと総会に出して、大体総会で理事を決める団体が多いと思います。定款に定めてあれば、理事会で決めても、別に問題はないのですけれども、そういったところでちゃんと認められた役員になりますので、「名前だけ貸すから」みたいなことは、普通は見られないわけです。役員になったら、きちっとそれに対しての責任があるということです。新聞に出てきて、すごく有名な方が理事長になっていて、副理事長あるいは常務理事等が事件を起こしたりして、代表理事のところに行ったりすると、そんなことは知りませんでしたなどということが新聞で報道されたりしますけれども、そんなことは一般的には許されません。名前をきちっと上げて、それなりの役割を担っているわけですので、小さなNP0法人であろうとも、その責任は皆同じだということです。総会も、みんな合意形成をしていくことになりますので、意思決定は平等です。継続性を皆さんの中で見ていくと、これからも続くのだろうという見方でいくと、信頼につながっていく1つの条件でもあります。

NP0の場合は、経営に対して不慣れな方も多いですので、特に会計支援などをしていますと、心配になってくるような団体もあるのですけれども、組織は、組織・運営ですので、この辺はしっかりしていかなないと、NP0の信頼にひびが入ってくる可能性もないとは言えません。内部統制も、とても重要なことなのですが、意外とないがしろにされているという感じがします。誰がどんな権限を持っているのか、法人印は誰が持っているのか、銀行印は誰が持っているのか、この辺のところのちゃんとした管理方法をはっきりしていないと、いろんな事件につながったりしています。NP0法人になったときの収入は、いろいろありますけれども、NP0だから税金がかからないと言っている人も、以前はいたりしましたが、最近では収益事業もあって、それに対して税金もかかるかもしれないということは、皆さんの中で分かってきたか、理解されてきたかという感じはいたします。特定非営利活動であったとしても、税法の34業種に該当する場合には課税されます。いくら自分たちの非営利活動だとしても、それは34業種で判断されるということです。

組織の中のガバナンスです。NP0にとって、総会はNP0法人の最高意思決定機関になります。総会

で決められたことを基に、理事会が執行していくという役割です。理事会の中には、実際に実務を担ったりする場合には、事務局を置いたりしております。それに関わる人の関係性を図にしてみたのですが、理事は、役員報酬をもらう方もいらっしゃいますけれども、多くはボランティアで理事になったりしています。その中には、有給で職員になる常務理事がいたりします。会員も、全て会員でなくても、役員になれたりもしますし、いろいろな存在の在り方なのだと思うのですが、こういう特徴がNP0にはあります。つまり会社だと、ボランティアはいないはずで、ほとんどが職員で、どういう契約の仕方をするかは別としても、お金をお支払いして、働いてもらうということは、ほとんどだと思います。非営利組織で言えば、ボランティアもいると思います。もちろん行政の方々にとってのボランティアも、もちろんいらっしゃると思いますが、そういったいろんな人が関わっていく、いろんな立ち位置で関わっていくというのが、NP0の1つの特徴だと思います。

ここで、敢えて言いたいのは、NP0は、問題の存在を社会にアピールして、解決に向けた動きをしていく運動体として捉えていきたいのです。運動体として捉えられているかどうかは、実際に解決するための事業を行う事業体と捉えているところがほとんどなのではないかと思いますが、運動体であることを忘れていないかどうかです。事業体だけでなるなら、事業が成り立つのであれば、別に非営利でなくても、あるいはNP0でなくても行えるのではないかと思います。NP0ならではのところと言えば、解決に向かって、アクションをする運動体であることも併せ持っている、これがNP0の特徴と言えます。例えて言うなら、熱を出したときに、まず解熱剤を与えます。これを1つの事業だとします。しかし、解熱剤を与え続けて、熱が上がらないのでそれでいいと思うかといったら、なぜ熱が出たのだろう、この原因を調べて、原因を改善することが起きない限りは熱がずっと出っ放しです。一方で、熱が出れば解熱剤が売れるみたいな話になっていくと、本来のNP0ならば、きっちり根元を改善しなければ熱が下がらないということを知って、下げるための1つの動きをすることが併せて行われるはずです。ですので、解熱剤をずっと頻繁に売っているだけでは、企業と変わらないのではないかなるわけです。問題解決をしっかりとしつつ、現状の対処をしていくという2つの顔を持ってやっていくということが、NP0の大事な点だと思います。このところだけを言えば、例えば介護保険事業者は、営利も非営利も混在しております。営利のことはどうのこうのという以前に、非営利のことを言わせていただければ、同じような事業だけをやっているということではなく、NP0たちにとって何が一番大事なのかを考えたときに、高齢者の人たちが、自分のうちと同じようなところで暮らしていて、豊かだ、幸せだと思ってもらうことがとても大事だからです。活動しているというのがNP0だとすると、介護保険事業者では、5人の高齢者の人に対して、3人の介助者を置いてくださいとあったとします。そうすると、3人以上となっていると、3人でぎりぎりのお金での資金繰りだから、3人しか置かない。そうして、5人の高齢者の人たちは、それで幸せを感じるかというと、不満もいくつか残っているという状況になったときに、NP0にとって、どちらに軸足を置くかといったら、5人の人たちの不満を少しでも改善するために、3人で足りないなら4人にする。4人にすると、5人の高齢者の人たちが描いている高齢者像に近い、

そのために、私たちは活動しているのだという意識で。4人になる分、出費も多くなっていくわけですので、収益がぐっと減るかもしれないし、とんとんなのかマイナスになるのかはその状況次第ですけれども、軸足の置き場所が違うことを御理解いただきたいと思います。何のために自分たちは活動しているのか、なのです。そのところが、運動体と事業体のバランスに出てくるわけです。

そうはいつでも、これは宮城県の例で申し訳ありませんけれども、平成25年の実態調査をしたとき、年間収支（財政規模）を出しています。2つの山があります。100万円以下が御覧のとおりが多いです。一方で、1,000万円から5,000円万が多い数値になっております。今、500万円以下を考えると、もちろん1,000万円以上ととんとんぐらいの感じになってしまっているのですが、以前は、1億円以上というのが、本当に少なかったのですけれども、御覧のように、平成25年度には、この数値の中で言えば相当増えてきているわけです。恐らく制度上の事業を拡大していった、あるいは指定管理者制度の事業が進んでいった結果だと思いますが、一方で、100万円以下の団体がこんなにあるということは、かなりボランティアな団体が多く、地域の社会貢献をしてきているという実態でもあるかと思えます。

いろんな組織で、小さな組織も大きな組織も継続して行ってこそ、地域のそういった環境の改善につながるわけですので、継続していくためにはいろいろなことを考えていかなければなりません。その中で、それぞれの得意技をつなぎながらやっていくという協働型がこれからは期待されるし、それも1つの選択肢であるということが、多くの皆さんで理解が進んでいるところだと思います。協働という捉え方は、立ち位置によって随分と違いますので、私はNPO側ではありますけれども、協働の在り方をもう一度、確認いただきたいと思います。

協働とは、共に対等な立場で、責任を共有してやっていかなければならないという、基本的なことです。対等な立場にあるかどうかで、そして、責任を共有していくだけの覚悟を持っているかどうかです。その辺をもう少し確認していきたいと思います。NPOと行政の協働ですが、いろいろな協働がありますけれども、NPOと行政の協働を注目して、お話をいたしますと、これは、市民の共感を巻き起こして、参画を募っていくような市民参加型と市民自治型、こういった事業がつけられていくだろうと期待されます。事業を通じて、NPOが市民の主体性を育み、発揮する場となる。そして、行政お任せ社会から、市民が自治する社会に変えていくことができる。これは、誰かがやってくれると思っている人は、何も変化が起こっていかないことを前提に、考えていただきたい。何もしたくないのですということだとすると、完全にお任せだと物も言えないことです。これはおかしい、私たちにとっては違います、などということも言えないことです。きちっと自分たちにとってどうなのか、市民にとってどれがいいことなのか、そういったことを自分たちが声を発信するならば、自分たちのいろいろな動きに加わっていくというスタンスでいくことが、行政側にとっても、行政に何でもお任せします、そちらで全部やってくださいみたいな形のことが、もうちょっと市民に分担されながらやっていけるし、そういう気持ちも醸成されていくという流れになります。です

ので、「お金がない」と自治体がお金のことばかり言っていたのでは、市民がそれに自主的に加わったり、そこに自分たちが加わって力を出していきたいという気持ちになるかどうかなのです。

何でも予算がないといって、それが常套手段になっていろんなことができないときに言われてしまうのですけれども、そのお金がないのは分かるけれども、無いなら無いなりの協働の仕方をしっかり考えていかないと、市民側は、仕方がないから、やりたくないのだけれどもやらなければならないみたいな話になっていくと、続かないのです。続けていくためには、市民主体の気持ちもとても重要なので、そういった気持ちを起こさせることも必要になってくるわけです。

ここにきて、宮城県の悪口を言うのも何ですけれども、指定管理者になって、今回4期目の3年目に入りますが、4期目のときの募集のときに3期より総額を削られたのですが、一方で、県の職員の給料が上がっているのです。上がっているのに、私たちのように外注するような人件費の積算は下がってしまうのです。そういうアンバランスなことは、多分うちだけの話ではないのです。そうやって、市民と協働をやっていくときの正しい対等な在り方を考えたときに、相手にもそこで働いていく人たちがいて、その人たちの提案をどんどん受けて、そして、その地域にとってより良い方向に流れていくのだとしたら、その人たちの気持ちもきちっと捉えていかないと続かない話なのです。単発的な1回限りのお願いとお金で継続がないのだったら、それでいいかもしれませんが、市民も自治体も、続けて一緒にやっていこうというときには、ちゃんと相手の立場を見つつ、そういった対等な関係をつくっていくということはとても重要です。

一方で、お互いに責任をとるということです。NP0側も、それ相応の責任のとり方を考えていかなければならない。そういったところが1つの課題かもしれません。行政とNP0が協働する中に、いくつかいろいろあると思うのですけれども、市民の課題解決の最大効果を発揮したいと思っている行政は、市民のニーズをよく把握して、画一的ではない、柔軟な方法で実施するNP0と双方の特色を出し合って、最も市民にとっていい方法で解決していくということは、その地域の発展につながるだろうと思われるので、協働が図られているわけなのです。

今、協働の形として出されているのは、いろいろな委員会等への市民参加で、最近、市民公募という委員会も増えていると思います。実行委員会型は、1年間のイベントを実施するときに行われている手法だと思いますが、行政が資金提供をして、人材的にはNP0などが提供する例が多いと思います。事業の共催、そして、業務委託、最終的に指定管理になりますが、業務委託の請負的な委託は、随分増えていると思います。これをなぜNP0がやるのかですけれども、NP0の専門性が発揮できて、結果として、市民に対して良い効果が表れるからこそ、NP0に委託をするのであるという位置付けを確認していかないと、単純にNP0に任せると人件費が安いから、安く済むみたいな、先に続かないような結果となってしまいます。ですので、そこが双方ともに、気を付けなければいけないことです。

行政側は、なぜNP0に委託するのか。それは、NP0だからこそ、そのNP0がやることによって、結果として市民にとってプラスになるようなことになる。一方で、NP0側は、日頃自分たちが課題と

して抱えているミッションが、委託事業によってプラスになって発展するということの効果が見られるのです。なので、安くお金でそれをやれるかということは、第一の目的ではないことです。それをどちらに一番軸足を置くかということ、課題解決をする市民側を見ているということです。行政もNP0も市民側を見ている、この事業を展開するということなのです。決してNP0のためにやるのではなくて、市民のためにやるのだということを間違わないでいかないと、ややもすると、使われっ放しといいますか、NP0にとって下請になってしまいます。逆に言えば、それが本当の意味の協働でもなく、市民の課題解決に直結するかどうかともわかりません。そのところが、これからすごく重要なポイントになってくるかと思います。

ここに書いているのは宮城県の事例で申し訳ありませんけれども、どこでも行われているかと思いますが、貧困家庭の学習支援は、ほとんどのNP0が先んじて実施している事業です。後追いで行政側は、この活動をしている団体のこの手法で、この地域でやってほしいということで、協働として委託、あるいは補助、共同運営のような形でやっている例があります。

これは、「NP0法人アスイク」といって、震災後にできた団体ですけれども、学習支援をしていますが、貧困家庭の学習支援というキーワードで、これだけの自治体と協働事業を実施しております。これも被災地として、津波の被害者が1万を超えた石巻市なのですけれども、石巻市では、こういう子育て関係の事業がありませんでした。それが、震災後に立ち上がった団体が、こういったマタニティー・子育て広場のようなものをつくり始めて、そういったことも必要だということで、後追いで、石巻市がここに委託するようになったりしております。

また、仙台の中で、「NP0法人FOR YOUにこにこの家」という団体ですが、介護保険事業に属していない部分でミニデイサービスをやり始めて、これに市が補助金をずっと出してきて、そういった場の運営を続けてきております。でも、大分前からやっていることなのですが、29年度の3月で介護保険制度が変わります。要支援1～2を各地域で担わなければならなくなったということです。その受け皿として、こういう居場所づくりを期待されているのです。これを今は地域の社協が、地域に持って行って担ってくださいのようなことを期待しているようですが、仙台市がやったように、継続してしっかりやっていくためには、ちゃんとした補助金を出していかなければ、いくらNP0でも、ボランティアばかりでやれないということなのです。この辺を、各自治体はどう判断するかによって、要支援1～2の受け皿の充実度が変わってくると思います。この辺も、本当は協働でお互いにとっていいやり方、そして、市民にとって継続されるサービスを保障していく方法を考える必要があると思います。

望ましい協働の在り方ですけれども、何のために協働するかという目的を、お互いにしっかり確認すること。そして、そのやっている中で、途中の評価をして、修正するなり軌道の路線を変えるなり、そういったことをするという、双方の共通の理解をしながら進めていくということがとても大事です。そのことによって、後でよかったか、悪かったかという評価もできます。ですので、やる事業の目的の共有と目標の設定、見直しです。そういったことを、きっちりやっていくことによ

って、次につながるようになります。

協働に当たってですが、これは自治体に向けてお話しております。NP0なのですみません。行政からの一方的な指示や決定は避け、信頼関係のもとお互いを尊重して、対等に提案・相互評価を取り入れていきます。なので、逆に言えば、NP0は提案していくことが必須です。指示どおりやろうというNP0は対等とは言えない、NP0は、提案あってこそその特徴だと思います。そのためには、是非協働の相手を見つける。を見つけるためには、日頃のリサーチがとても大事です。NP0との関係を避けて、NP0と協働などはありません。NP0と出会う場には、是非自治体も出向いていって進めていただければと思います。そして、NP0は、より一層専門性を高めていく努力を惜しまないことを期待したいと思います。時間がオーバーしそうなので、ここで終わりにしたいと思います。突っ走ってきましたけれども、聞き苦しいところも多々あったかと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会：大久保様、ありがとうございました。ここからは、ファシリテーターのNP0PLUS代表の齋藤美佐様の力をお借りして、大久保様の発表について、より掘り下げて議論していただきます。齋藤様、よろしくお願いいたします。

○齋藤氏：着座にて失礼いたします。大久保さん、ありがとうございました。中間支援として、長年の経験から本当に納得のいく説明で、今日、資料をいただいた人たちは本当に得だと思いながら聞かせていただいていたところなのです。

これまでのお話の中からということと言うと、協働というのは、私たちにとって相乗効果で結果を出していくことに期待できると思うのですけれども、改めて相乗効果に期待されているNP0、そして、今日、社協や行政の方が来ていると思うのですが、そのときに、お互いで注意すべき点というか、それ以前の問題として、双方の独立性が大変重要になってくるのかと思うのですけれども、その辺りは、いかがでしょうか。

○大久保氏：先ほどお話ししましたがけれども、行政は行政の特徴があるし、NP0はNP0の特徴があることを考えると、それぞれの特徴を出し合って、課題を抱える人々にとって何が最善なのかを探ることが、お互いの協働の在り方の基本だと思うのです。

自治体は、そういう意味ではたくさん力とお金をかけてやっていくわけですので、効果がすごく大きいわけです。多くの方々に大きな効果を与えます。一方で、小回りができない部分もありますので、小回りが利くNP0の在り方と上手く組み合わせることによって、それこそ相乗効果が発揮できるのではないかなと思うのです。自治体が何かを実施しようとするときには必ず実施しますし、その対象となるエリアとか人々というのは、それなりの一定程度の多数になるという大きな効果があると思いますので、その在り方に対して、目の前の個々の人たちの顔や状態などを分かっていたりする人たち、NP0にとって、その情報を提供することによって、もっとより良い充実したサービスになっていくことが想定されるのです。ですから、それぞれの特徴を尊重しながら、上手くかみ合わせる事が大事だと思うのです。これが例えば自治体がNP0に、このとおりにやりなさいと言っ

た途端に、NPOの特徴を消してしまって、自治体がやることをそのままやるというのだったら、NPOにやらせる必要は何もないということなのです。そういう意味において、NPOの自分たちの持っている特徴は何なのかをもう一度振り返りながら、専門性を追求する、強化するということは、相乗効果を出すための前提だと思います。

○齋藤氏：ありがとうございます。契約関係の場合、仕様書に沿ってやっていくことも大事なのですけれども、協働事業として、受託したNPO側の強みは何なのかというのが、委託する側で、行政であったり企業であったりするのですけれども、委託する側も、相手の特徴をよく知って、強みを知って一緒にこの事業をやりたいというところに立っていただくというのは大事です。ありがとうございます。

そうしたら、お互いに特徴を出しながらといっても、信頼関係が成立しないと、きっと充実した活動とはならないと思うのですけれども、NPOの場合は、今日の大久保さんのお話の中にあったとおり、情報公開を積極的にしていくことで、信頼の獲得をしていけると思うのですが、例えば行政はよく担当者も代わってしまったりとかよく聞かれると思うのですけれども、そういった行政サイドの立場に立ったときの信頼の獲得というのは、そういったものを知る手がかりというか、築き上げるコツみたいなものはありますか。

○大久保氏：私どもも、県とずっと付き合ってきているわけですが、4月にしょっちゅう代わるわけですね。代わったときに、毎回同じように、NPOとは？の話をしっかりしますが、私たちは中間支援組織なので、NPOとは？を話さなければならない役割もあるので、それぞれ代わった職員向けに必ずお話をします。

話をしていく中で、組織はある一定程度の情報公開をしているので、こんなものだと思うかもしれませんが、やるのは人ですので、その人と私とか、うちのスタッフが毎年、そういった関係をゼロからつくることをやるわけです。だから、言い続けることをずっとやっています。少なくとも昔から比べたら、2歩か3歩は進んでいるのではないかと。決して後退しているとは思えないので、言い続けることだと思っています。

○齋藤氏：ありがとうございます。そこは、人と人のところが大事になってきます。私の持ち時間も、ちょうど予定の時刻になってしまったのですが、最後に、せっかくゆるるの大久保さんという形で、私などもセットで名前がぱっと出てくるのですが、中間支援として、協働の促進とかサポートは大切な活動の1つだと思うのですが、中間支援を長年やってこられた大久保さんから、中間支援と協働などをするとき、こんなふうに中間支援を活用してほしいとか、相談してほしいことがございましたらお願いしたいと思います。

○大久保氏：中間支援というイメージは、もしかしたら一人ひとり違うのかもしれませんが、私たちは、NPOを支援するNPOの中間支援なのです。いろいろな中間支援の言い方があると思いますが、私たちにとってNPOを支援することは、NPOの活動が地域を守っている、いわゆる環境が悪くならないように守っている団体だと思うので、なるべく継続してほしい。継続するために、いろいろな経

営上のアドバイスをして続けるためのノウハウを伝授するというのは、これまでの事業でやってきているのです。そういった悪くなる前の予防的な相談をすることで、悪化する前に改善できるのではないかと思いますので、そういうちょっと分からないというレベルで相談することが一番得策ではないかと思います。

○齋藤氏：問題が深くなってからだとサポートも行き届かなくなりますので、早目に相談していただくということでしょうか。ありがとうございます。

協働や連携というのは、今日も復興庁の方が一生懸命福島まで来て、こういった場を設けてくれているわけなのですが、新たな公共サービスのところに大変期待を寄せられているという意味では、私たち自身が新しい価値の創造を、正に協働を通して担っているのではないかと思いますので、今日は、協働・連携がテーマになっておりますので、後半も皆さんの思いのたけを伝えていただければと思います。ありがとうございました。

○司会：大久保様、齋藤様、ありがとうございました。まだまだお話をお聞きしたいところではございますが、時間がまいりましたので、これにて、基調講演は終了とさせていただきますと思います。

なお、質問等おありの方は、後ほど登壇者との意見交換の場を設けておりますので、その際に行っていただければと思います。大久保様、齋藤様、席にお戻りください。（拍手）

ここで、短い時間で恐れ入りますが、約10分間の休憩といたします。再開につきましては、14時55分からとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、会場内は、禁煙となっております。お手洗いににつきましては、本ホールの入り口を出て、正面通路を少し行った先の右手にございますので、どうぞ御利用ください。また、会場の後ろの出入り口の左のところに、飲み物やお茶菓子を御用意しておりますので、御自由にお取りください。それでは、休憩に入ります。

（休 憩）

○司会：それでは定刻となりましたので、実際に浜通りで活動されております団体からの事例発表に移らせていただきます。お一人目の事例発表者として、一般社団法人いいたてネットワーク代表理事の横山秀人様から発表していただきます。資料は、お手元の冊子の20ページからになります。それでは横山様、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山氏：皆さん、改めましてこんにちは。私は、一般社団法人いいたてネットワーク代表理事を務めさせていただいています、横山秀人と申します。20分間、事例発表と連携案ということで、御報告したいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。ボリュームがありまして、結構早口で進めさせていただきますと思います。

自己紹介ですが、私は、飯舘村出身、47歳です。今、川俣町に避難しています。写真撮影がとても大好きで、震災前の飯舘村の風景をたくさん撮っていました。飯舘村役場に21年間勤めまして、

公民館とか、農政、企画、畜産、税務を経験しました。平成26年3月に退職しまして、平成26年11月に行政書士事務所を開設しまして、今、4年目であります。農地法の許可申請、遺産分割協議書等の作成をしています。飯館村民の方がお客様のほとんどです。そういう仕事をしております。

なぜ、いいたてネットワークを設立したかといいますと、きっかけは、村民の本当の声です。役場にいるときも、村民から、意見とか要望があるのですけれども、村民の方は、オブラートに包むというか、抑えて話をしていたと思いました。役場を辞めて、行政書士として村民のお宅にお伺いすると、出てくる。役場では聞いたことがないぐらいの批判とか、国、県内への批判、あとは、意見、要望、そして、自分ならこうしたいという提案が出てくるのです。役場では聞けなかったのも、そういう声を聞いたのであれば、皆さん、役場に言いませんかという話をしたら、村役場に言ってもどうせという諦めが多かったです。村民の考えと村の施策にギャップがあるのです。そのギャップを埋めるためには、村民の本当の声を届けなければいけないと思いまして、ただ、個人では影響力が弱い。声を集め、届ける団体をつくろうということで、いいたてネットワークを設立しました。

これは、資料1、32ページです。いいたてネットワークという、A41枚なののですけれども、これをつくって、村長のところに行って、すみません、こういう団体をつくりましたので、どうぞよろしく願いますということで、挨拶をしに行きました。

何をやるかといったときに「届け！避難者の声プロジェクト」ということで、これは資料2です。資料2を見ていただくと、下のほうに絵が描いてあるのですが、村民の声をインターネットなどで聞き取りをして集め、それをホームページで公開し、村長、村民の方が見やすいように、表にして届けるという事業を4回行いました。こういう形で、ホームページをつくりました。そして、これは第4回ですけれども、こういう項目、例えば悩みとか要望とか、いろいろな項目がありました。そして、それぞれ見やすいように1個ずつまとめて、提出するという活動を行いました。

その後、学校問題が起きまして、学校再開について、飯館村と村民の間の感覚が明らかに異なっているのです。村は早く開設したい。村民の方は、まだ早い、避難指示解除してから様子を見てからやろうということで、差が大きかったのです。あと、そこで感じたのは、村が、村に来なかったら転校すればいいということで、簡単に転校という文字を使ったものですから、それはおかしい。それでは、転校の経験談を集めて、転校というのはこんなに大変だということを、村に届けようという事業をしました。今度は易し目のホームページを作って、募集をして、先ほどのようにこういう形で村に報告する。これに関しては、村外の方、双葉8町村から届いたのがこの文書です。ホームページでも紹介していますけれども、すごく悲しいというか、転校はとてもつらいものだということが分かりました。これを教育委員会に届けましたけれども、やはりだめでした。すぐに開設だということになりました。

その後あったのが、住民懇談会です。県と国と村が前列に立って、村民の方がこういう形で住民懇談会を行うのですけれども、いつも感情的な議論になって終わらないのです。上手くまとまらない。どういう方法だと次のステップにいくのかということで、宮城県女川町でデータブックを作っ

ていた。飯舘村も作ろうということで、これを作ったのです。

これは回しますので、見ていただければと思うのですけれども、例えば小学校区ごとに、戻りたいとか戻りたくないというデータをまとめてみたらどうなるかという、やはり南のほうが戻りたくない、北のほうが戻りたいという形で、小学校区分で分けると出る。もう一つは、食べ物です。よく山の実、木の実、放射線量が高いとあるのですけれども、実際にデータをグラフに落としたらどうだろうかといったときに、ブルーベリーはすごく少なかったのです。キノコはすごく高いです。ただ、グラフにして見ることによって、こういう品もある、ブルーベリーを作ろうとか、次の展開にいくのではないかとということで作りました。ここまでが、任意団体で行った事業です。

続いて、なぜ、いいたてネットワークを法人化したのかということですが、これも村民の声です。時間が過ぎていくと、村民の悩みが具体化してきます。お金を出してでも、これを解決してくれる人がいればいいという声を聞くようになりました。もしかすると、仕事として報酬をいただいて、サービスを提供して喜んでもらえることができるのではないかと思います。仕事として取り組むのであれば、個人ではなくて、きちんとした組織にしよう。そうすれば、ここにありますけれども、仕事として取り組む覚悟が生まれる。あとは、信用度が上がるということで、組織化をしました。

これが資料3です。34ページです。資料1と比べていただきますと、資料1が任意団体、資料3が法人化ということで、法人化すると、このような形で証明をもらって、皆さんに御報告できるということであります。目的は、村民支援、この1本にしました。今、いいたてネットワークというのは、従業員は、理事の私1人だけです。ですから、一人会社と同じです。どのような形で設立しようかと思ったのですけれども、今回は意思決定の速さ、1人で決めて1人ですぐにできる、軌道修正もすぐにできるということで、一般社団法人にしました。理事が1人で、私は行政書士もしておりますので、兼業でこの仕事をしております。臨時職員を3名雇っています。これは村民の方です。在宅勤務です。月10時間から40時間ですので、金額でいうと1万円から6万円くらい、このくらいの報酬をお支払いしている。これはどうやって稼いでいるのかということですが、100%補助事業です。賃金100%の補助事業を選んで、それが該当したら払う。該当しても、働いてくれる方がやってみたいとか、できるかと思わない事業は申請しません。私は完全に仕事ができない、そこまで手が回らない。けれども、やってみますか、やってみたいですかということで、うんやってみようということであれば、そこから申請します。ですので、いつも二次申請、三次申請になってしまいます。

事業なのですけれども、資料4、35ページの上です。今、大きく3本柱でやっています。「地域シンクタンク事業」は、飯舘村の情報を集める、村民の声を集めるという事業です。これは組織の基盤です。「できること」は、報酬を得ながら、村民にサービスを提供する事業です。もう一つは「やってみたいこと」です。自分たちも何か主体的にやってみようということで、この3本の柱でやっております。

「地域シンクタンク活動」ということで、飯舘村議会の議事録と一般質問をホームページで公開

しています。飯舘村は議事録を公開していませんでした。ですので、議会で何がしゃべられているのか、情報がよく分かりません。そういうことで、公文書開示請求して、それをスキャンして、一般質問に関しては手打ちして、検索しやすくして、そのときの議事録が開くようににしました。

あとは、飯舘村の未来を考えるためのデータブックの第1版をつくりました。任意団体のときにつくった0版を見て、ある団体様が支援してくださいまして1版ができました。これを2,000部作りました。そして、村民に配りました。そのときは、村民に身近な情報をグラフ化しようということで、村長選挙の投票結果です。若い年齢の方が、20%とか、30%の投票率だったという形をグラフ化して、ここからどうしようかということを見てみよう。あとは、飯舘村への寄附金です。例えばこのときは4億円とかふるさと納税があったが、今後どうしていこうとか、みんなで考えましようという形を視覚で訴えてはどうかということで、作っています。

次は、飯舘村の未来を考える会のワークショップです。先ほどのデータブックを利用しまして、テーマに合わせてワークショップを開くということで、これは村で農業をやっている人、村外で農業をやっている人に来ていただいて、検討して、村に報告書を出しました。

いいたてフォトマップは、これは村の補助事業を受けて、ホームページで紅葉マップを作りました。ここをクリックすると、村の動画が出るのです。これはドローンで撮影しています。遠く離れたところに避難していても、飯舘村のこんなにきれいな紅葉を見ることができます。

村外コミュニティー再構築のための調査等ということで、これは何かといいますと、未来会議さん、双葉郡未来会議さんの取組を見て、飯舘村でも未来会議という会議があるといいということで、平成29年12月1日に始まったばかりなのですけれども、そのホームページの作成などを支援しています。今度は、「できること」ということで、村民の支援はもちろん、法人の維持のために収入源にもなります。私は農家でもあります。ですので、農家のことも分かります。いいたて農家支援センターという窓口をつくっています。そこで、例えば事務等の代行とか農作業の受託をしています。受託があれば、うちの母を使います。あそこに行って草取りをしてくれ、お金をやるからという形で、母を雇います。あとは、飯舘村の案内とか、講師もしています。

あとは、いいたて土業ネットワークです。もしかすると、これが一番重宝されているというか、新しく家を飯舘村につくったので、登記できる人を教えてくれ、分かった、すぐに連絡するから、という形でのつながりはやっております。

「やってみたいこと」、これは楽しみということです。せっかく組織をつくったので、働いてくれる先ほどの3人もいるので、一緒に楽しもうということで、3つの事業を行っています。生活に彩りと癒しプロジェクトということで、草木染めとか、いろいろやるのですけれども、大事なこと、実績報告は、数日でホームページに上げます。あと、アンケート結果もすぐにホームページに上げます。そういうことで、次に生かされるような取組にしようということでやっています。例えばこういう形です。これは飯舘村のハウスで花びら染めをやったのです。飯舘村のハウスの農家さんをお願いして、リンドウをとらせていただきました。リンドウの花とリンドウの葉っぱ、結果として、

こういう形で染めることができる。これは川俣シルクです。これは商売だと考えています。川俣シルクとリンドウで何か製品ができないかとか、そういうことも考えながらやってみました。

これはマレーシアの料理教室です。飯館村は、以前、アジアボランティアとか、アジアの国の方と交流があったのです。今もラオスと交流があると思うのですけれども、外国の食べ物です。ここでちょっとあったのは、手で食べるのです。私は初めてでした。この子は、講師先生のお子さんなのですけれども、すごく楽しく、食を通しての文化交流は大事だと思いました。昔、飯館村はよくやっていた、昔のことを思い出しました。

いいって移動写真館です。これはもう受注をいただいているのですけれども、取壊し前の住宅を残しておきたいということで、空から撮らせていただきました。空から撮ると、こういう形で、今もなお汚染土があるわけです。この辺が私の家です。こちらにこうあります。ここが仮置き場です。一言、言わせてもらおうと、ここは中学生の通学路なのです。来年4月から、こちらに学校ができるのです。ですので、まだまだこういう状況の中を通わなければいけないという現実があります。

ファミリー家系図を楽しむ会は、夫婦を中心とした家系図で、それぞれの親戚を確認できますとか、子どもたちに親戚のつながりを説明できますとか、あと、きずながちょっと深まりますとあります。これは見づらいのですけれども、ここが私です。こちらが嫁さんの親戚、嫁さんの兄弟、いとこ、嫁さんのおじさん、おばさん、嫁さんのおじいちゃん、おばあちゃんという形で、実際結婚すると、相手の親戚が分からないのです。何々と言われても、どこの人が分からないので、これを1回嫁さんと一緒につくってみたのです。そうすると、親戚とか縁をすごく感じることができます。私の家も、避難が2つに分かれています。福島市と川俣町に分かれています。一番分かれたときは、4カ所に分かれました。飯館村に私は戻っていませんので、親戚に会うこともなくなりました。私がお会いしなければ、子どもも会いません。ということで、縁を感じる機会が薄くなったのです。ですので、このような形の家系図をつくってはどうかと思っております。

資料5を見ていただきますと、今回、連携ということで、理事1人、私1人ですので、どこにも1人で行けるわけがないのです。ですので、ここに掲げてあるように、それぞれの事業ごとにたくさんの方の団体と連携して行っております。今後の役場との連携なのですけれども、定期的な情報交換・検討の場ということで、月1回ぐらい、第何曜日とか、例えば社会貢献したい団体とか、商工会、社協、村が一堂に集まって、いろんな生の声を聞きましょうという、この会は絶対に必要だと思います。これは絶対に行政のメリットになります。行政は生の声を聞けます。あとは、こういうことをやってくれないかということで、団体にも言えると思います。団体側も社会貢献などをしてほしいわけですから、次のきっかけがつかめると思います。

2番目、文書・広報等への意見・提案です。私の行政書士の最初の仕事は、仮設住宅に呼ばれました。そこに県と村の文書が置いてありました。何が書いてあるか分からない、それを教えてくれないかということで教えました。ある機会には、村とか県に電話をしました。そして、報酬をもらいました。やはり分からないのです。役場さんから出る文書に関しては、1回こちらに振ってもら

って、1日ですぐに返しますので、SNS等を利用して村民の人に見てもらって、そして、ここを直してという形で返しますので、そういう形で1回村民の目を通せば、もっと理解度が深まるのではないかな。

もう一つは、役場職員と村民の交流の場です。新人、村出身職員との交流の場をつくります。一度そば打ち体験をやったときに、村外出身の役場職員の方が来ました。そうすると、村民の方は、初めは誰なのかと思うのですけれども、結構話すのです。そうすると、今度役場に行ったときに、その人と話ができるとか、そういうちょっとしたところから徐々に村民との交流の場、もしかすると、職員と村民の交流の場が必要だと思いました。

今後の方針については、一緒に働く村民の希望に合わせた事業展開。それぞれが兼業、副業、生計がいの参加をして、今3人でやっています。ですので、仕事として給与を得られる仕組みをつくりながら、やりたいことをやっていきたいと思っています。あと、理事1人の法人だからこそ、柔軟に対応。一般社団法人がいいのかどうかは分かりませんが、1人だからこそ、次の組織形態に展開できる。そのときそのときに、組織再編しながら、良い方向に進んでいければいいと思っています。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○司会：横山様、ありがとうございました。それではここから、ファシリテーターの齋藤様に、横山様の発表について、掘り下げていただきます。齋藤様、よろしくお願いいたします。

○齋藤氏：横山さんの今の発表を聞きますと、村民の声に耳を傾ける、まさにNP0の公益性の高い活動の原点のところにしっかりと覚悟を決めて取り組まれているということがよく分かったと思います。単なるよろずやで終わらせないで、しっかりとシンクタンクという形で、村民の主体性を持った中間支援のプラットフォーム事業のように、今、取り組み始めたというのが、非常に分かる事例報告だったと思います。横山さん1人だから柔軟にと、最後に御説明もあったのですが、定期的な情報交換会も一方では重要だとお感じになっているという報告だったのですけれども、1人だからこそ、これからはいろんなところとつながってやっていかなければいけないということも、一方で実感していると思うのですが、今日は、協働・連携がテーマなので、その辺、いかがでしょうか。

○横山氏：1人の限界はあります。1年やってみて感じています。ということで、いいって未来会議というか、村民が集まって議論できる場を社団に関係なく、つくってこうということで、やっと始まったところです。これは自治組織にしたのです。自治組織の要綱を満たした組織にして、それはなぜかという、役場と協働したいからなのです。一民間だと役場も協働しづらい。けれども、飯舘村の規約に則った自治組織であれば協働がしやすいのではないかな、情報交換がしやすいのではないかなということで、今、第一歩を始めたところです。以上です。

○齋藤氏：設立して間もないということもありますが、横山さんのやりたいこと、やれること、やるべきこと、この3つがそれぞれに目一杯、盛りだくさんになっている状況なのですから、村民の声で、今、幾つか出していただいて取り組んでもいっちゃうようなのですが、避難解除をされる前とされてから、いろいろフェーズが変わってきていると思うのですけれども、その中で一番大きな

変化とか、その辺りで感じているところは、どんな点でしょうか。

○横山氏：平成26年後半、平成27年の頃は、村民と話しますと、役場に対しての批判もあれば、それ以上に提案とか、こうしたらいいという考えもあるのです。それが時間とともに、だんだんと無くなってきました。つまり、関心が無くなってきたと実感しています。前は1時間も2時間も話を聞いていたのですけれども、今は本当に無いです。ということは、飯舘村の復興の基礎となる今まで住んでいた住民の方が、飯舘村から心が離れていっているのかと思っています。どうしようかということで、もう一度関心を飯舘村に戻せば、またいろんな案が出るのではないかとということで、未来会議とか、イベントとか、村民と飯舘村の方との触れ合いの場とか、意見交換の場をつくっていきたいと思っています。

○齋藤氏：ありがとうございます。協働というのは、先ほども言ったように、新たな公共サービスとして1つのシステムだと思うのですけれども、協働に取り組んでいく私たちが、最後まで諦めないということと、チャレンジ精神をしっかりと持って前向きに取り組んでいくことが、本当に大事だと思います。あくまで協働というのは手法でありますので、実現のためのネットワークとして、改めて横山さんとは、今日をきっかけにつながっていただけたらと思いました。ありがとうございました。

○横山氏：ありがとうございました。

○司会：横山様、齋藤様、ありがとうございました。（拍手）お席にお戻りください。質問等がおありの方は、登壇者との意見交換の場を設けておりますので、その際にお願いしたいと思います。登壇者の発表を聞きながら、質問シートに御記入いただけたらと思います。それでは、引き続きまして、お二人目の事例発表者としまして、未来会議事務局長の菅波香織様から発表いただきます。資料は、冊子の36ページからです。それでは、菅波様、よろしくお願いいたします。

○菅波氏：皆様、こんにちは。いわきで弁護士をしています、菅波香織と申します。未来会議の事務局長をしています。今日は、未来会議についてお話させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

簡単な自己紹介ですけれども、私は福島県のいわき市の出身で、実家は東電の1Fの6号機に製品を納めたりもする、鉄工場を経営していました。いろいろあったのですけれども、いわきに平成19年に戻りまして、弁護士になって、今、子どもが5人います。5人目の子どもが震災のときにお腹の中にいて、そのこともあって、震災後、混乱をした時期もありました。

これはすごく前につくった資料ですけれども、震災後のいわきの状況ということで、避難されて来た方がたくさん入って来られたり、津波の被害に遭った方、遭っていない方、原発で影響を受けた方、受けていない方、いろんな方がいたりという中で、自分の思いを口に出せないような時期もあったように感じています。

そういう中で、対話、直接顔と顔を突き合わせて話をするのが大事なのではないかとということで、対話の取組として始めたのが、「未来会議」という場です。これは平成25年に立ち上がって、ずっとやってきています。お手元に、今日は、冊子を2冊お渡ししましたが、それが25年、

26年、27年の取組をまとめたものなので、後で御覧いただければと思います。特徴としては、1つに決めない会議ということで、結論を余り出さない、保留することを目指しています。ファシリテーターの方に来ていただくことで、皆さんが安心、安全に発言できる場を目指しています。

未来会議の特徴としましては、子どもから大人まで対等に対話するということで、小学生から大人まで、結構対等に対話をしています。子ども自身にも言葉があるということだったり、子どもが話すことを大人が聞いて、すごく大きな気付きをもらえたり、逆に大人が真剣に話をしているところは、普段、子どもは見ることがなくて、大人がこんなに真面目に、真剣に考えて話をしているということを、子ども自身が初めて見て、子どももすごく感動する場面もあって、なるべく多年代、多世代で対話をするようにしています。いろんな地域から、いろんな立場の方に参加していただいています。これは事務局の特徴でもあるのですが、未来会議はいわきを中心に活動が始まったのですが、事務局の中にも、双葉郡の方であったり、福島県外から来た支援団体の方が入っていたり、行政、役所の職員さんが入っていたり、本当に多様なメンバーでずっとやっています。フラットな立場のファシリテーターの方に来ていただくことを、すごく大切にしています。難しいテーマである震災について、いろんな立場の方が参加するということで、安全、安心な場を目指すという意味で、福岡から毎回、ファシリテーターの方に来ていただいて、どの参加者とも等距離で、中立でという方に来ていただいてやっています。そういうことをずっとやってきた中で、ファシリテーションのスキルを身に着けることもあって、他のイベントで、ファシリテーション協力をしてくださいという声掛けをいただいたりする機会も増えてきています。対話をするということをしごく大事にしているので、スタディツアーとか、講演会とか、上映会などもさせていただいているのですが、そういうことがあった後に、参加者同士で対話の時間をとって、聞いた話を深めたり、新たなつながりづくりということも、特徴として取り組んでいます。リラックスした場こそ、本音を語れるということで、カフェのような雰囲気なるべくつくろうとか、バーのような雰囲気ということで、後で出てきますけれども、そういう雰囲気づくりも特徴として、頑張っているところです。そういう中で、生まれたアクションとして、スタディツアーですとか、双葉郡未来会議、先ほどの横山さんのお話にも出てきて、今日、代表の平山さんも後ろに来ていらっしゃるのですが、これは双葉郡の8町村のばらばらになった皆さんが、寄り合える場所づくりみたいなことで、取組が生まれたということもあったりします。

私に子どもがたくさんいることもありまして、子どもと大人の対話企画、なるべく子どもと大人と一緒に学んだり、話をする場を頑張ってやっています。子どもの居場所づくりの話もやってきたりしたのですが、行政の審議会でもよく感じるのですが、子どものこと、子どもの政策を考える場であるにもかかわらず、当事者である子どもは入らないです。それにすごく違和感があって、私もいわき市の子ども・子育て審議会に入っているのですが、そういったところに、子どもの直接の声が何とか届けられないかということもあって、なるべく子どもが主体的に入れる対話の場もやってきています。例えば昨年、子どもと大人の対話ということでやったのは、「夏休みの宿

題は必要か」というテーマです。これも遠く福岡県福津市津屋崎町から来ていただいた、山口覚さんというファシリテーターの方をお願いしてやったのですが、子どもの意見のほうが多様で、楽しい宿題だったらやりたいという言葉が子どもから出てきて、子どもは宿題が嫌だと思っているのではないかと大人は思いがちですが、そんなことはなくて、子ども自身にはやる気があって、大人が引き出せていないということも、そういった取組の中から感じたりしています。

最近、子どもと大人の対話企画でやったのは、「震災いじめを考える会」ということで、一時期ニュースでも話題になったところですが、そういったところをタブー視しないで、みんなで言葉に出していくということをやったり、あと、本当に最近やったのは、性教育のところで、大人も子どもももうちょっと性ということをタブー視しないで、きちんと向き合って、例えば私は弁護士なので、仕事上、性被害に遭った方の相談もありますし、逆に加害者になるような若い人、大人もいるのですが、そういった方に接することもあるって、被害者にも加害者にもならないということは、小さいうちから、相当いろいろなことに向き合うことが必要だということで、やったりしています。

あと、今、考えている企画としては、LGBTの問題、マイノリティの方の問題とか、今日、DVの被害者の支援をやっている団体で、私も運営委員ということで関わらせていただいている、いわきふれあいサポートのお二人に来ていただいていますけれども、思いついたのは、デートDVなども、子どものうちから学ぶ機会があってもいいと思ったので、そういったところも、子どもと大人で考える場で、公教育ではなかなかできないようなことをやっていけたらと思っています。

子ども食堂です。後から写真をお見せしますが、昨年から月1回やっている取組も、未来会議の対話の中から生まれたものです。

MIRAIBARということで、17回開催しています。

講演の依頼のテーマをいただいてから、何を話していいか分からなかったのですが、未来会議で協働した事例ということで、いくつか挙げさせていただきました。環境省さんであったり、いわき市の子ども・子育て支援室さんに来ていただいたり、総合政策部の方であるとか、上映会を他団体さんとやらせていただいたり、後で話しますが、やはり、「浜通り合衆国」を双葉郡未来会議さんとの共催でやったりということで、いろんな協働事例をやっています。

その中で、昨年、「子ども審議会」というものをやりました。ここにいるのが小学生と中学生、この方がファシリテーターの田坂逸朗さん、福岡市の方に来ていただいて、大人が見守るのです。審議委員はみんな子どもです。ここで議論をしています。内容は資料では小さくて読めないのですが、内容としては、いわき市に暮らしていて、どういう不具合があるかみたいなことだった記憶があるのですが、子どもからは、公園に遊具が少ないという話とか、公園が草ぼうぼうで遊びづらいという話が出ました。私もいわきで子育てをしていて、いわき市は、子育てしやすい場所ではないと思うところがあって、確かに子どもたちが言うように、最近、遊具がどんどん撤去されていたり、手入れが全くされていないことがあって、そういう状況をどうしたらいいかという中で、

子どもたちの中の話し合いから、草ぼうぼうなのは、市がお金がない、予算がないというのだったら、自分たちと大人と一緒に草むしりをすればいいのではないかという意見が出たり、そんな取組が子ども審議会です。

第2回の子ども審議会は、またちょっと違った形で、いわき市の総合計画について、総合政策課の方をお呼びして説明していただいて、子どもたちからそれに対する意見を出してもらいたいな取組をしました。話が十分飛びまして、今年度の4月ぐらいから、「はまどおり大学」という市民大学の取組も、未来会議の子ども分科会ということで、子どもの問題に関心の高い人たちで集まって取組が始まりました。これも子どもから大人まで、みんなで学べる場ということで、月1回ぐらい、最初は大人も子どももやれるヨガ教室とか、美術、表現するというのはメンタルの悩みの解消ということであったり、自己表現ということもあったり、そういうことをやったりする中で、夏ゼミを夏休みにやりました。

この写真は、認定NPO法人カタリバさん、高校生の支援をやっている団体さんですけども、その方に来ていただいて、中高生が大学生だったり、ちょっと大人、ちょっと自分より先輩の経験談を聞いて、自分の将来像みたいなことを見つめ直す講座だったり、写真は無いのですが、トイレの掃除の講義をやったりとか、町歩きの講座をやったり、将来無くなる仕事はどういうものがあるかみたいな話をしたり、怒鳴らない子育て教室は結構好評で、何回もやっているものですけども、浜通りだと浜のほうの言葉で子育てをして、どちらかというと、子どもに対しても乱暴な言葉がけをしてしまうところもあったりするのですが、怒鳴らないでしつけをすることのやり方を具体的に学ぶ講座などもやっています。

「MIRAIBAR」です。MIRAIBARというのは、ゲストの方も、聞き手の方も、参加者もみんなお酒を飲みながら、ゲストの方の生きてきたいろいろなことだったり、震災絡みのことだったりをお聞きする場なのですけども、これを始めたきっかけは、南相馬で、津波で家族を亡くされた上野敬幸さんという方と、大熊町の木村紀夫さんという方の写真展とトークイベントを、1回BARみたいなところでやったのがすごく良かったということで、MIRAIBARという名前ですっとやるようになりました。このときは、熊本の震災の情報のデマみたいなものにどう対処したか、そういった取組をやっている方をゲストにお呼びして、ここに私がいるのですけれども、ビールがここにあって、飲み放題をしながらみんなでゆったり聞いて、その後、懇親会でみんなで話をするというのがMIRAIBARです。

これは「出張未来会議」ということで、神戸の震災の20周年のときに呼んでいただいて、神戸の震災の体験と福島震災の体験を混ぜ合わせてみたらどうなるかみたいな話もやりました。最近の出張未来会議としては、例えば愛知県とか、栃木県に行ってやっているのですけれども、主に事務局の霜村真康さんというお坊さんの方がメインでやっているのですが、避難先で避難を続けていらっしゃる方と、福島で生活している我々のような人が一緒に交ざって対話をするという取組も、最近ニーズがあってやっています。

話題の子ども食堂です。これも未来会議の子ども分科会から立ち上がった活動で、昨年から今、2年目に入ってやっているのですが、本年で活動は一旦休止という、ちょっと残念な状態ではあるのですが、子ども食堂といっても、はっきり言って「誰でも食堂」で、毎回50人から70人くらい来過ぎてしまって、さばき切れないうくらい大変なところなのですが、地域の人がいちいち集まって、一緒に御飯を食べるのはすごく楽しいということで、ニーズがずっとあると思います。そういう意味では、誰でも気軽に来られる場所づくりがすごく大切だと、この活動をやっていると感じているところです。

一方で、この方々は、見学の方なのですが、子ども食堂をやりたいということで、見学に来られる方が多かったのです。具体的に小名浜でやるとか、いくつか具体的に話が途中まで進んだものがあったのですが、後々聞いてみると、やろうとすることはできそうにないという話を聞いたりとか、なかなか一歩踏み出せないところを、例えば先にやった人たちがどう後押しというか、つなげていけるかというのは難しいところだと思ったりしています。

これは「上映会」をやって、対話をしたという事例です。

未来会議を通して感じることは、私が個人的に感じていることかというと、気づきが得られるということと、それぞれの力がどんどん引き出されていくことは、すごく感じています。あと、共感まではできなくても、一旦受けとめる。いろんな考え方の人がいますけれども、一旦、そういう考え方もあると受けとめることは、一緒に社会の中で生きていく上で、すごく大事だということも感じます。あとは、知ることがすごく大事です。直接話を聞くとか、現地に行くことで、今日もこちらに来させていただいていろいろ感じるがありますけれども、大事だと思います。

最近の未来会議の取組としては「それぞれの、ふるさと」というテーマで昨年やって、ふるさは増えてもいいという、すごく印象に残るキーワードも出てきました。

お手元に、11月に富岡で浜通り合衆国をやったときのチラシをお配りしていますけれども、浜通りということを一体的に捉えて、例えば、双葉郡とか南相馬とかいわきという行政の線を一旦取り払ってみたときに、浜通りとして何か大きなものが見えてこないかということで、そんな取組を、今ずっとやっているところです。宣伝になってしまいますけれども、浜通り合衆国の次のイベントは、1月20日の土曜日、1時から、いわき市の生涯学習プラザの大会議室で開催されます。次のMIRAIBARは、2月21日の水曜日です。今、例えばトリチウム含有水を海洋放出するかしらないかということについても、住民が関わるとか、関心があるということは少ないかもしれないけれども、これは人ごとではないということで、そのところをみんなで考えるということもやっていけたらと思います。これが富岡でやったときのチラシで、皆様の封筒に入っているかと思います。

話がちょっと変わるのですが、これも皆様のお手元にあるかと思うのですが、連携事例としては、今、双葉郡に法律事務所はなくて、法律相談の拠点もないのですが、弁護士の私も含めて、司法書士とか、いろんな士業の方が一緒に、無料の丸ごと相談というものを毎月第二土曜日にさくらモールで開催していますので、もし法的なサービスの必要がある方がいらっしゃいましたら、御

紹介いただけるといいと思います。私からの御報告は、以上になります。（拍手）

○司会：菅波様、ありがとうございました。それではここから、ファシリテーターのNP0法人ビーンズふくしま事業長の富田愛様に、菅波様の発表について、掘り下げていただきます。富田様、よろしくお願いいたします。

○富田氏：よろしくお願いします。菅波さん、ありがとうございました。お話を伺っていて、未来会議をきっかけに、いろいろな方々と協働しながら、様々な事業を広げてこられたとお聞きしました。未来会議は、今、どれくらい重ねていらっしゃる感じですか。数えていらっしゃると思うので、ざっくりでいいです。

○菅波氏：本会議という、いわゆるたくさんの方が集まってやるものだけでも十数回です。MIRAIBARが17回で、子どものいろいろな活動も10回、20回あるので、全部合わせると100まではいかないところで

○富田氏：100まではいかないかもしれないけれども、未来会議をきっかけに、これだけたくさんの団体であったり、行政も含めて、協働しながら進めてこられて、また、これから新たな取組が更に広がっていくということをお聞きしました。皆さんも、いろいろな方々のお話をお聞きして、聞きたい気持ち、質問したいと気持ちがたくさん込み上げてきているのを、後ろからひしひしと感ずるのですけれども、代表できるかどうかわかりませんが、私の方で代表させていただいて、質問させていただきながら、そして、先ほどからお話しているように、質問カードに書いていただいて、この後の時間に、登壇者の方々が実際にグループに入ってもっと質問ができますので、是非温めておいてください。

菅波さんに質問なのですけれども、場づくりというのは、本当に大切に、正に未来会議の場づくりのグランドルールと言っていると思うのですけれども、安心できる場があったりとか、誰の意見も否定しないとか、いわきという土地は特徴もありますが、多様な方が今、共存しているとか、一緒に暮らしている中で、言いにくいかもしれませんが、工夫した点であるとか、逆にここの部分は難しかった、ここの部分にすごく配慮したとか、気を使ったということでもいいのですけれども、そこを皆さんお聞きになりたいと思うので、お聞かせいただければと思います。

○菅波氏：先ほどお話しした中に入っていますけれども、ファシリテーターの方は、外部から呼んでずっとやっています。誰からも等距離で中立でないといけません。例えばいわきの人間がファシリテーターをやると、どうしてもいわき色が出てしまいます。あと、私たちがお願いしているファシリテーターの田坂逸朗さんはプロフェッショナルな方で、行政の中でも、いろいろなことをファシリテートされている方で、導入をすごく丁寧にやっていただけます。先ほどのグランドルールでは説明しませんで、今、富田さんに言っていただいていたのですけれども、相手の発言を否定しないというところの徹底です。否定する気持ちが生まれても、言葉としては、そういう考え方もあると言ってくださいというふうに、具体的な指示を受けて対話が進んでいくので、批判をするという場面は、最初はちょっとあったのですけれども、だんだんそういう対話に慣れていくと、みんなそうい

うルールが守れるようになってきました。

この間、性教育の講演会の中で対話をやったときにも、そのときに来られた講師の先生が、そのときはルールとして、否定しないというルールは説明もしなかったのですが、こんなに誰かの話を批判しないで対話ができているのは、びっくりしましたという感想をおっしゃっていただけるくらい、そういうふうにできたと思います。

マイナスな話としては、否定しない、配慮するみたいところで、何となく自分の反対意見を言いつらいように感じる人もいた。それは私だったりするのですけれども、なかなか本音が言えなくなった時期もありました。

○富田氏：人の意見もちろん大事だけれども、自分の意見も大切に、自分も大切にすることは大事だと思います。あと、私がおもしろいと思ったのは、私はどうしても子ども関係の仕事に携わっているので、子ども審議会はとてもおもしろかったです。草がぼうぼうとか、遊具が少ない、だったら行政だけに頼らずに、草むしりを自分たちでやってみようとか、すごくおもしろい取組だと思います。子ども審議会は、今後も続けていく予定ですか。

○菅波氏：やりたいと思いつつ、やりたいことが今、爆発しているので、集中と選択というか、選んでいかなければいけないと思っていますけれども、そのときは是非一緒にやりましょう。

○富田氏：正にここで協働が生まれるかもしれません。ありがとうございます。最後に、ふるさととこのころが出ました。ふるさととは増えてもいいというのは、今の福島を表わしている言葉だと思いました。これについて、もうちょっとだけ詳しく、残り時間はそんなにはないのですけれども、菅波さんの思いでもいいですし、お聞かせいただいてこの場を閉めたいと思います。よろしくお願いします。

○菅波氏：ふるさとというときに、私はいわき出身なのですけれども、私はいわき市の平という中心のところなので、その部分だったりして、例えば小名浜とか、^{なこそ}勿来は私にとってふるさとではなかったりもして、一方で、双葉郡の広野町とか、楡葉町は、週末ごとに子どもを連れていっていたところであって、どちらかというふるさとに近かったりする。そういう意味では、既存の線であったり、自治体というか、国であったり、行政が決めたことにとらわれなくて、本当に自分の感覚で見つめ直すことで違った世界が見えてくるということで、浜通り合衆国をやっているところがあります。そういったところを、いろんな人と意見交換というか、いろんな人の考え方を聞きながら、進めていきたいと思っています。

○富田氏：ありがとうございました。次回は1月20日、MIRAIBARは2月21日ということで、皆さん是非参加していただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○菅波氏：ありがとうございました。（拍手）

○司会：菅波様、富田様、ありがとうございました。まだまだお聞きしたいところではございますが、それはこの後の意見交換に回すこととしまして、これで発表を終わらせていただきたいと思います。基調講演、事例発表を踏まえての質問シートにつきましては、係員が回収に回りますので、係員にお渡しください。また、休憩後の意見交換では、登壇者を椅子で囲む形で開催させていただきます。

机を会場の左右後方、端のほうに移動させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、約5分間の休憩としまして、再開は、15時55分からとさせていただきます。それでは、休憩に入ります。

（休 憩）

○司会：それでは定刻となりましたので、登壇者3名とのグループに分かれての意見交換に移らせていただきます。横山様のグループは、皆様から見て左手になります。菅波様のグループは、皆様から見て右手のグループになります。大久保様のグループは、後方に設けております。意見交換の時間につきましては、15分間を2回設けておりますので、登壇者の方に質問してみたい、更に話を聞いてみたいというグループに入っていただけたらと思います。意見交換の後には、グループに入っておりますファシリテーターから、どのような話があったか概要をフロア全体へ共有いただきます。

（登壇者との意見交換（1回目））

○司会：各グループ、お話が弾んでいるところかとは思いますが、時間となりましたので、これで第1回目の意見交換を終了させていただきます。皆様、他のグループで、お話を聞きたいグループがございましたら、御移動をお願いいたします。同じ方のお話を引き続きお聞きになりたい場合は、そのまま同じ場所にいていただいても構いません。どうぞよろしくお願いいたします。

（登壇者との意見交換（2回目））

○司会：それでは皆様、各グループで話が弾んでいるところかとは思いますが、時間となりましたので、ここで、各グループでどのような話が出たか、ファシリテーターの方から概要を共有いただきたいと思います。それでは、横山様、菅波様、大久保様のグループの順でお願いできればと思います。

○齋藤氏：こちらは、横山さんのグループなのですが、手づくりマルシェさんの齋藤さんがいらっしゃっていて、ワークショップなどを開くときに、講師の方とかどうやって見つけたりしているのですかみたいな質問が、アイスブレイクとしてありまして、講師に関する情報なども同じような活動をされている方とシェアをする、そして、活動を充実させていくためにつながることは大事ですという確認をさせていただきました。その話が1つ発展して、新しくできた飯舘村の道の駅に、そういった手づくり品の出店をするにはどうしたらいいのですかということがありました。そこは行政のほうで、いろいろと工夫をして、皆さんが伸び伸びとそこを活用できるような考えがあるという即答があったので、解決をしたということで、次のステップが見えてこのお話は区切りをつけました。

また、横山さんの村民の関心が薄れているという発言にショックを受けられた方とか、それはどうということかと心配になった人たちが多かったのですけれども、それは避難指示解除になって、声が埋もれていってしまっているのではないかという問題視をしまして、そこを引き出すためにはどうしていったらいいのだろうかという話から、パブリックコメントではないですが、横山さんのように、月に1回でもいいので、情報や意見が交換できる場をきっちり設けていくことが、その突破口になるのではないかとということで、皆さんもそうですねということで、お話をしました。

あと、横山さんから限界を感じたという発言があったのですけれども、その辺りはどうなのかといったら、限界を感じる時は、事務処理のときらしいのです。すごく分かります。補助事業が増えていけばいくほど、限界を感じてしまうということで、その辺りについては、法人として、技術なり知識を身につけつつ、また、いろんな人とつながって、専門性の高い人とつながりながら、解決、役割分担をしっかりとっていくことが大事ですというお話をしました。

最後に、事業計画の段階から行政だったり、企業だったり、お互いに協働しようという方針が決まった段階で、協働の場、立場をとっていくことが充実した活動になるのではないかと。大久保さんも言ったように、NP0のために協働するわけではなくて、協働した事業の先にある受益者のためにやっているということの振り返りを原点として、今後もやっていくのがいいのではないかとということと、中間支援の利活用が更に必要になってくるということで、そんな話でした。以上です。（拍手）

○司会：ありがとうございました。続きまして、菅波様のグループに入っております、ファシリテーターの富田様、どうぞよろしくお願いいたします。

○富田氏：菅波さんのグループは、最初に、なぜかMIRAIBARみたいな感じで、好きなお酒の銘柄の話から入りまして、すっかり場づくりができたところで、いろいろな質問が活発に出ました。

主に未来会議のことなのですけれども、テーマは決めるのですかという質問があったのですが、本会議の前に、事務局会議をしっかりとやるそうで、そこはファシリテーターにグラフィックの方が入るときもあるぐらい、本会議の前の下準備が丁寧で、本会議は緩やかに、そして、先ほど発表があったとおりに進んでいるということがありました。参加している方々の中で、最低でも2〜3個の種が生まれていて、そこから集まった人たちで、何かしらの次のアクションにつながっているということが出ました。そして、参加者の方々は、どこで未来会議の情報を知のですか、参加者の皆さんはどんなイメージを持ってくるのですかということで、今はフェイスブックでの告知がほとんどで、チラシもちろんあるのだけれども、今はフェイスブックが7割ぐらいだという話でした。参加する方は、つながりが欲しいという方が多いみたいで、いわきだけではなく、県外からもいらっしゃるそうです。リピーターがとても多いみたいで、そこでつながりが出て、未来会議ももちろんのだけれども、そこで生まれたつながりの方々に会いたいということでいらっしゃるみたいで、それはなぜなのだろうと思ったら、未来会議の後に、夜の未来会議が必ずセットなのだそうです。夜の未来会議をやると、遠方の方は必ず泊まらなければいけないので、夜だけでも出たい

という方もいて、なぜかここは夜のイメージがすごく強かったです。

ゴールを出さないというのは、難しくないですかという質問があったのですけれども、それについては、何も残さないことを決めているわけではなくて、今、一人一人が思っていることを残す、例えば「ふるさと」というテーマで残した会もあったということです。

テーマ、ネタが尽きませんかという質問もあったのですけれども、浜通りであるとか、福島の問題、フェーズがどんどん変わっていくので、そのニーズであるとか、課題を追っていくことで、ネタが尽きたことは今までないということでした。いわきの方だけでやっていると、もしかしたら尽きたかもしれないけれども、外部の人がこのようにリピーターとしてたくさん来てくださっているの、外部の人からの気付きを大切にしているというお話が出ました。以上です。（拍手）

○司会：富田様、ありがとうございました。それでは、続きまして、大久保様のグループに、急遽、ファシリテーターとして入っていただきました、共催団体でありますJCNの杉村さん、よろしくお願いいたします。

○杉村氏：こんにちは。JCN（東日本支援全国ネットワーク）の杉村です。ここのグループは、大きく2つ質問が出ていたと思います。大久保さんに協働ということをテーマにお話いただいたので、協働という言葉の経緯、どういう経緯で出てきたのかとか、協働という言葉の解釈、在り方がどういうものかということが大きい固まりで1つ。それから、協働のポイントという質問が1つ出ていたと思います。

どういう経緯で協働という言葉が生まれたのかというのは、自治体が単独で何かをやっていくのは難しい、厳しいという環境と、一方で、市民の側でも期待が多様化している。双方それぞれで共助をしていかないと上手くいかないというところで、協働という言葉が生まれてきたのではないかなという回答、コメントが大久保さんからありました。そして、協働という解釈は、どういうふうになっているかという、まだまだ行政のお手伝いであるという解釈も否めないという側面が残っているというコメントもありまして、在り方として、どういう在り方がいいのかというところでは、お互いがきちんと目的であるとか、課題に向き合っている姿が、協働の姿ではないかというコメントがありました。

その中で、協働のポイントはどこなのかというお話で、具体的な質問としては、思うようにいかなかった原因はどこにあるのかという質問があったときに、途中でその事業がきちんといっているかどうかの見直しがお互いにちゃんとできていないとまずいのではないかな。3月になって蓋を開けてみたら、上手くいっていませんでしたというのは、やった側が悪いのではなくて、委託した側も上手くいっているかどうかを見ていなかったという意味で、双方に責任があるということで、やりっ放しではなくて、途中でもチェックしながらやっていく必要があるというお話をいただきました。

最後に、質問としては、一番最初に出ていたのですけれども、大久保さんへの質問として、協働という言葉の中で、大切にしていることは何ですかという質問があって、大久保さんからは、社会

変革の目線を大切に活動していますというコメントがございました。

このグループの発表は、以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○司会：杉村様、ありがとうございました。直接登壇者とお話することにより、更に深い話ですとか、各団体にとって身近な話題などを聞くことができたと思います。それでは、時間となりましたので、一度、ここで閉めさせていただきたいと思います。お配りしております、アンケートにつきましては、是非御協力をお願いいたします。係員が回収に回らせていただくとともに、本ホール出入り口の受付にて、回収箱を設置しておりますので、お帰りの際に御提出をお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、本交流会の共催団体であります、一般社団法人ふくしま連携復興センター代表理事の天野和彦より、閉会の御挨拶を頂戴いたします。天野さん、よろしくお願いいたします。

○天野代表理事：天野です。長時間にわたって議論いただきまして、本当にありがとうございました。また、今日、基調講演を初め、御報告に当たられた皆様方、本当にありがとうございました。

今日のテーマである「行政と復興に関わるNP0等多様な主体の活動の理解・連携連続交流会一きかけ・つながりづくり」は、題名をもうちょっと短く整理できなかったのかという思いはありますけれども、こういう会合を復興庁がやられる、いわゆる役所です。こういう状況というのは、10年前想像できたでしょうか。それほど世の中が変化してきているというのは、あると思います。こうした場が設けられたことは、非常に素晴らしいと思っている一方で、まだまだ行政とNP0等市民活動団体が上手く絡み合っていない。

これは今日の講演の中でも、様々な報告の中でも、今のワークショップの中でも出ていたと思いますが、正に双方の障害状況にあると言わざるを得ないと思っています。双方の障害状況というのは、NP0がいて、行政がいて、思いはあるのだけれどもつながっていかないという状況を指すわけです。そもそもの話ばかりなのですが、なぜ協働が必要なのでしょう。その議論も大事だと思っています、協働したほうがいいのでしょう。いいだけではなくて、なぜ必要のですか。やらなくてもいいのではないかな。なぜやるのかということなのだろうと思うのですが、私のもともとの専門は、災害復興でもなくて家庭教育だったりするのですが、あそこでも言われています。学校と家庭と地域がなぜ連携・協働しなければならないのか。その解はいくつもあると思うのですが、問題が複雑に絡み合っているのです。だから、学校だけが頑張ればその問題が解決できるということにはならず、学校で起きている問題は、家庭や地域と深く関わっているので、それぞれが協働しないと解決できないというのが、協働しなければならない根拠なのです。

その図式でいうと、我々NP0、市民活動団体と行政がなぜ協働しなければならないのかと考えたときに、間もなく23年目を迎える阪神・淡路大震災のときに、多くの方が御存じだと思いますが、「おにぎり事件」が起きました。阪神・淡路のときに大変だと言って、震災直後、ある食品会社の社長が思い立って、おにぎりを1万個被災地の神戸に送ったわけです。送られた側、神戸市役所は困ったわけです。なぜ困ったのか、被災者が1万人以上いたからです。このおにぎりを誰が配るの

か、いつ配るのか、どうやって配るのか、配る基準はどうするかと議論している間に、おにぎりが腐ったのです。これは笑えますかという話なのですけれども、それは行政が悪いかというと、悪くはないです。行政は説明責任があるので、今申し上げた条件をクリアしていかなければいけないわけです。

その直後に、数々のボランティア団体が現地に入ってきました。そして、彼らは役所の人たちにこう言いました。私たちにそのおにぎりを預らせてください。預かった彼らは何をしましたか。避難所に持って行って、すみません、皆さん、ここにおにぎりがあります。でも、ここにいるみんなの分はないのです。だから、こんなふうになりました。初めに子どもに配ります、病気の人に配ります、妊娠中の女性に配ります、お年寄りに配ります、それでも余っていたら、元気な人から順番にお分けしますと言って、おにぎりを1個も残さなかった。

市民活動団体だけでいいかというと、そうはならないです。私がNPO団体の代表の天野だとして、皆さん方が食品会社の社長だとしましょう。皆さん方は、面識もない私に、おにぎりを1万個送ろうと思いますか。私が売ってしまうかもしれない。そんなことをしそうな顔立ちをしていると思いますけれども、正にそこで受け皿としての行政があって、そこと太いパイプでつながっている市民活動団体があって、やはり両輪の関係なのです。

先ほど学校、家庭、地域の話をしましたけれども、例えば行政が一生懸命やれば、全て問題が解決できるのかといたら、解決できない時代ということだと思います。市民活動団体が頑張れば何とかできるかという、何ともならないのです。当然隙間が生まれてくる。その隙間を誰が埋めていくのかという、相互に埋め合っていく。それぞれの得意分野、不得意分野があるので、そんなふうにして埋め合っていくというのが、非常に大事なのだらうと思っているわけです。そんなところで生まれてきた考え方が、「イコールパートナーシップ」という考え方だと思います。残念ながら、市民活動団体はいろんな事業の委託先、受託団体になっている場合があります。この中にもたくさんあると思いますけれども、我がふくしま連復もそうですけれども、そんなときに、今日は、行政の方もいらっしゃいますが、上から目線で仕事をやっているみたいな見方がまだあったりする。これはどうしましょうか。正にイコールパートナーシップです。

イコールパートナーシップというのは、同じ目的を持つ者同士が対等・平等な立場で1つの事業を成し遂げていくということです。これは時間がかかるとしています。連携復興センターの今年度の1つの目標なのですけれども、役所の人たちと同じ頭、同じスキルではだめだ。そこを越えていくために、我々自身がもっと学びを深めていかないとだめだ。例えば災害にしても、日常的な福祉にしても、あるいは医療の問題にしても、教育の問題にしても、スキルを持つ職員を育てていかなければいけないということで、ふくしま連復は、今年度、研修制度を充実させようということでやってまいりました。正にイコールパートナーシップを勝ち取るのは、我々だらうと思います。

彼らと同じ頭ではだめだと言いましたけれども、単に委託先、受託先という関係性を越えていくためには、何が大事なのかといたら、正に学んでいくということが大事だとお話をしたわけです。

そんな中で、市民活動団体側からも、行政の悪口みたいなことが出てきます。某県庁がだめだとか、何とか市役所だめだとか、町役場がだめだとかね。私はいつまでそういうことを言っているのかと思うのです。我々がそういう行政にしか、育ててこなかったわけです。市民活動団体側が役所を育ててこなかったということは、我々の責任だと思います。私は1人の大人として、市民として責任を感じているわけですが、そういう中で、イコールパートナーシップを実現させていきたい。

先ほどお話した阪神・淡路は、ボランティア元年と言われました。東日本大震災後の福島は、何と呼ばれるのですか、何と呼ばれたいのですか。それは我々が決めるのだと思います。我々の活動いかんによって、東日本大震災、「福島は〇〇の年だった」と言われます。今、私が思っているのは1つの言葉になっていませんけれども、「市民社会、福島、実現」だろうと思っています。市民社会の熟度を上げることそのものが、行政をもっと下から支えていく、そして、彼らにも力を付けさせていく。市民が中心となるような、軸となるような、そういう有り様を、10年かかるか20年かかるかは分かりませんが、そこが目標なのではないかと思っています。

行政も二本足で立って、市民活動団体も二本足で立っていると思っていますけれども、人間はなぜ二足歩行をするようになったかということで、20年ほど前に発表された論文ですが、一言で言うと、人間はある日突然、歩きたくなったというのが今の科学の結論です。その気になったということです。だから、我々がその気になれば、今申し上げたことが、必ず実現できるはずだと思います。

こういう場を中心的につくってくださった復興庁の皆様、共催になられた各団体の皆さん、また、皆様方がこういう議論を日常的にできる機会があることを心から望んでいます。今日は、皆様方、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。以上です。（拍手）

○司会：天野さん、ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。繰り返しますが、お配りしておりますアンケートにつきましては、2回目以降の開催の参考とさせていただきますので、是非御協力をお願いいたします。また、お帰り際には、名札ケースを返却いただきますようお願いいたします。次回以降の交流会につきまして、事務局から御案内を差し上げてもよろしい方は、名刺を入れたまま御返却をお願いいたします。

それでは、この後、17時半までよりフランクにお話ができるよう、この場所で交流会を開催いたします。引き続き、御参加いただければと思います。

今日は、お忙しい中、お集まりくださり、誠にありがとうございました。（拍手）